

令和2年5月8日
子ども・若者部
子ども育成推進課

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

1 主旨

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、児童手当受給世帯に、臨時・特別の給付金（一時金）を支給する。

2 支給対象者

以下（1）又は（2）の要件に該当する者

- （1）令和2年4月分の児童手当（児童手当所得制限額未満）の支給を受ける受給者
例：配偶者と中学校3年生までの児童1人が税制上の扶養控除対象者である場合には、収入が約706万円未満
- （2）基準日（令和2年3月31日）において、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、その支給要件となる児童が、中学校3年生であるものなど

3 区における支給対象者数

45,000名（見込） 支給対象児童数 68,679名（見込）

4 支給額

児童一人あたり 10,000円（1回限り）

総額 686,790千円（見込） *全額国庫負担（10/10）

5 支給方法

新たな申請書の提出は必要なく、児童手当受給者（児童手当所得制限額未満）の児童手当振込口座に振り込む。ただし、区内に居住する公務員については、所属官公庁からの受給状況の証明を添えた申請書の提出が必要となる。

6 事務経費

17,927千円（見込） *全額国庫負担（10/10）

7 今後のスケジュール（予定）

令和2年5月 案内通知の送付、受領拒否申し出者への届書送付
6月以降 順次給付金の振込、振込通知の送付